

## 【補足説明資料】

## 行政記録情報の活用に関する今回の変更案（イメージ） [報告者属性別／海面漁業漁獲統計調査]

原データ	調査区分	報告者		本申請による変更案
		属性	数	
水揚機関で把握可能	水揚機関調査  (水揚機関が、その保有する情報に基づき、把握できる範囲の経営体の情報を、まとめて回答)	報告内容に、大臣許可漁業を行う経営体の情報が含まれる水揚機関	約150	⇒ 「操業水域」を削除
		報告内容に、同情報が含まれない水揚機関	約1,330	⇒ 「操業水域」を削除
漁業経営体  水揚機関で把握困難	漁業経営体調査  (経営体が、自らの情報を個別に回答)	大臣許可漁業のみを行う経営体	約10	⇒ ・「操業水域」を削除 ・ <b>大臣許可漁業のみ行っていることが確認できた場合には、報告を求めない。</b>
		上記以外の経営体 (①大臣許可漁業以外の漁業だけを行う経営体、②大臣許可漁業とそれ以外も併せて行う経営体)	約90	⇒ 「操業水域」を削除
	一括調査  (水揚機関で把握していない一方で、個別に回答を求めることが非効率である経営体の情報（離島など）について、地域漁業の精通者がまとめて回答)	漁協の支所等	約200	⇒ (変更なし)

（注）この資料は、農林水産省の説明を基に、総務省が作成したもの。